著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
２０２６年度定時総会議事録

１　日時

２０２６年6月２５日（木）１０時００分から１１時３０分

２　場所

Ｗｅｂ会議システムによるオンライン会議

３　フォーラム委員の員数

委員現在数　４５名
出席委員数　４４名
（委任状による出席２名を含む。）

４　出席委員

（敬称略・五十音順）

教育関係委員	大河原賢、荻久保剛正、加藤浩一郎、加藤麻樹、児玉宏之、佐藤嘉弘、杉田和正、隅谷孝洋、高橋陽一、竹内比呂也、野間俊彦、畑山伸訓、原田大五郎、福井晶喜、矢島邦明、山神清和、吉田素文
権利者委員	赤塚重之、新井宏、池谷慎一郎、石島寿道、上野純子、江草貞治、君塚陽介、髙瀬陽丞、坪内隆直、豊川雄之、平井彰司、三上芳伸、　脇澤一弘、涌井陽一
有識者委員	生貝直人、井上由里子、今村哲也、上野達弘、小熊良一、久保田裕、芳賀高洋、森一郎、大和淳
SARTRAS 委員	土屋俊、野方英樹
委任状	浦川潤、楠本靖

５　議長

上野達弘座長

６　議事の経過要領及び結果

上野達弘座長は開会を宣言し、フォーラム規約（以下規約）第３条第３項の規定により、座長が議長を務めることを述べ、規約第８条第１６項により、児玉宏之委員、上野純子委員を議事録署名人とした。

座長は議事に入る前に、文化庁著作権課著作物流通推進室八田聡史室長の出席を規約第８条第１２項によって認め、、挨拶を求め、八田室長が挨拶した。

［決議事項］

(1)　第１号議案　２０２５年度決算報告書（案）の件

議長の求めにより、事務局は、規約第１２条第１項により、総会の報告事項である２０２５年度事業報告書及び決議事項である２０２５年度決算報告書（案）について、資料に基づき説明した。また、決算報告書（案）の内容は、独立監査人の監査を受けている点を述べた。続いて、池谷慎一郎監事は、２０２６年５月１４日に山神清和監事と実

施した監査の結果、決算書は適正であったと報告した。
その後、議長は、第１号議案の可否について諮ったところ、出席委員全員異議なく、これを承認可決した。

⑵　第２号議案　座長の選任の件

議長より、次期の座長の選任について意見を求めたところ、出席の高橋陽一委員、上野純子委員から上野達弘委員を引き続き座長に推薦する旨の発言があった。
議長は、規約第７条第１項の規定により上野達弘委員を座長に選定することについて諮ったところ、出席委員全員異議なく、上野達弘委員も就任を承諾したため、これを承認可決した。

⑶　第３号議案　副座長の選任の件

議長より、副座長の選任について、規約第７条第３項に基づき、教育関係委員から竹内比呂也委員を、権利者委員から涌井陽一委員を選出することについて意見を求めたところ、全員異議がなかったことから、この両名を副座長に選定した。

⑷　第４号議案　監事の選任の件

議長より、監事の選任について、規約第７条第６項に基づき、教育関係委員から山神清和委員を、権利者委員から石島寿道委員を選出することについて意見を求めたところ、全員異議がなかったことから、この両名を監事に選定した。

⑸　第５号議案　運営委員の選任の件

議長より、運営委員の選任について、規約第９条第１項に基づき、以下の委員を選出することについて意見を求めたところ、全員異議がなかったことから、以下のとおり運営委員を選定した。

加藤　浩一郎（教育関係委員）
野間　俊彦　（教育関係委員
江草　貞治　（権利者委員）
脇澤　一弘　（権利者委員）
今村　哲也　（有識者委員）
久保田　裕　（有識者委員）
芳賀　高洋　（有識者委員）
大和　淳　　（有識者委員）
土屋　俊　　（SARTRAS 委員）

[報告事項]

⑴　２０２５年度事業報告書の件

議長の求めにより、事務局が決議事項（1）２０２５年度接参報告書（案）の審議の際に合わせて報告した。

⑵　運営委員会議事概要の件

議長より、運営委員会運営規則第１３条に基づき、２０２５年度に開催した運営委員会の議事概要と、２０２６年５月２６日に開催した運営委員会の議事次第について、運

営委員会に報告を求め、事務局が運営委員に代わり資料に基づき報告した。

(3) 各ワーキング・グループの報告の件

（○委員からの質問・意見、●主査）

ア　初等中等教育ワーキング・グループ

議長の求めにより、初等中等教育ワーキング・グループの芳賀高洋主査が、初等中等教育における著作権の普及啓発に関する検討の状況について、資料に基づき説明した。

イ　高等教育ワーキング・グループ

議長の求めにより、高等教育ワーキング・グループの大和淳主査が、高等教育における著作権の普及啓発に関する検討の状況について、資料に基づき説明したところ、以下の質疑応答があった。

○　初等中等ワーキング・グループの報告で、普及啓発においてTikTokやInstagramなどのSNSを活用する提案があったが、効果的である一方、SNS界隈は著作権問題の「温床」でもあるため、反発を招かないようデリケートかつ丁寧に進めるべきである。

○　実施体制の確認：提案の対象先や、具体的なカリキュラム・教材の作成主体はどこか。

●　正式に発足しているわけではないが、高等教育関係者の連絡協議会的なグループがあり、そのような場を通じて提案を伝え、意見募集していきたい。また、ワーキング・グループの下にプロジェクトチームを構成して開発、実証実験を経て全国へ展開し、現場の率直な意見を聞きたい。

○　高等教育の教員は初中等教育とは異なり、「学術情報の生産者」でもあるという側面を権利者側も理解してほしい。また、学生への著作権教育は、初中等教育からの学びを継続し、教職員の意識啓発とつなげていくことが必要なのではないかと考えている。

ウ　著作権法関係有識者ワーキング・グループ

議長の求めにより、著作権法関係有識者ワーキング・グループの井上由里子主査が、改正著作権法第３５条運用指針⑨－３その他案について、資料に基づき説明したところ、以下の質疑応答があった。

○　３５条の権利制限が、教育の持つ公益性をふまえて設けられたものであることを考慮した利用契約はどのようなものがあるか。

●　例えば「許諾なく利用は出来ない、但し３５条に基づく利用は別」などの記述であればオーバーライド問題は発生しない。オーバーライド問題が発生するのはその記述に相当する部分が曖昧になっている。

○　３５条で認められる利用を契約が禁止している場合（オーバーライド）の有効性はどのような点か。

●　契約の有効性は３５条の趣旨だけで考えるわけではなく、ビジネスの合理性やユーザーの不利益などを総合的に考慮した個別判断となり、直ちに無効とはならない。

(4) SARTRASからの報告の件

議長の求めにより、野方英樹 SARTRAS 委員が、資料に基づき２０２５年度の SARTRAS の事業について説明した。委員からは以下の意見が出された。

○　医療系では学生時代から卒業後の生涯学習まで学習内容がシームレスであり、補償金制度の対象外となる「卒後教育」等の領域をカバーするライセンスの検討を強く要望したい。

○　高等教育において教員（生産者）が自ら論文を無償公開する流れが加速しており、教材のあり方が変化している。GIGA スクール構想による教科書のデジタル化や無償コンテンツの普及など、制度設計時やコロナ禍の頃とは環境が変化しているため、対象範囲の再検討が必要であり、提起された課題を前に進めるために、実態把握、再検討等が進むことを期待したい。また、補償金が権利者に還元できない部分をどのように活用していくか。本来は権利者に還元すべき部分であり、法令に関することなので、文化庁、SARTRAS の課題になる。

［その他］

閉会に際して、出席した委員からさらに意見の陳述があった。

上記議事を証するため、規約第８条第１５項及び第１６項に基づき、議長が議事録を作成し、議長及び出席した委員２名がここに署名する。

２０２６年6月２５日

議　長　上野達弘

議事録署名人
委　員　児玉宏之

議事録署名人
委　員　上野紀子